

長崎市農業委員会 令和7年6月総会 議事録

1 日 時 令和7年6月30日(月) 14:00 開会
15:00 閉会

2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(15名)

井川 義英	池田 憲二	岩本 隆	植田 正和	上川 満治
柴原 恵	永岡 亜也子	平尾 政博	増田 茂	松尾 隆治
峰 忠幸	森保 欣也	柳川 八百秀	山口 眞佐栄	山崎 実男

5 欠席農業委員(4名)

岩永 一也 尾崎 正孝 野中 麻美 森山 安男

6 出席推進委員(23名)

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	城戸 利美	久保 正
田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人
野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博	松浦 行信
松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	宮崎 好徳	村田 美津枝
森内 悟己	山口 憲昭	山下 和孝		

7 欠席推進委員(0名)

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 松尾事務長 木下農政管理係長 中山農地係長
浦上主事

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から、令和7年6月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、6月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座ってから議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は15名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、23名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山口眞佐栄委員と山崎実男委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山口農業委員・山崎農業委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございます。

まず初めに、第1号議案「長崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案「長崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」ご説明いたします。左上に①と記載した議案書の1ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員は、「農業委員会等に関する法律」第17条第1項、及び「長崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第10条の規定に基づき、農業委員会が委嘱する必要があります。現在、欠員が生じている茂木地域の農地利用最適化推進委員の募集を行った結果、推薦・応募のあった候補者について、農業委員会の合議により選任する必要があるため、この議案を提出するものでございます。2ページをご覧ください。候補者は、長崎西彼農業協同組合から推薦された、長崎市宮摺町にお住いの河平久明さん70歳です。推薦理由ですが、表の一番右側の欄に記載のとおり、「被推薦者は、宮摺地区において露地びわ・柑橘類等を専業農家として営み、当地区の自治会長や枇杷の部会長などを歴任され地域住民の信頼を受ける人物であります。また、地元の農業振興及び活性化並びに地域に貢献される方であり、今後益々の活躍に期待して推薦します」とされています。河平さんの、経歴及び農業経営の状況については記載のとおりです。なお、

委員を選任する際の要件であります、欠格事由については、事務局で該当しないことを確認済みです。冒頭にご説明しましたとおり、農地利用最適化推進委員は農業委員会の合議により選任する必要がありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。第1号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案について説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんか。

○岩本農業委員 応募者は他にいたんですか。

○農政管理係長 応募者はいません。推薦者が1名だけです。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について河平久明氏を農地利用最適化推進委員に選任することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、河平久明氏を農地利用最適化推進委員に選任することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する三重田町の農地1筆、419㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農地として使用しないためであり、譲受人は、農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したのになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で200日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野本英世推進委員より報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月16日に私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きますして第2号議案2番についてご説明いたします。引き続き、議案の4ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、西山4丁目の農地10筆1,326㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で500日ということで要件を満たしております。なお、本件につきましては地区担当の〇〇推進委員が当事者であることから、現地調査は6月10日に事務局にて実施しました。当日参加できなかった岩本農業委員には別の日に確認をお願いし問題ないとの意見を得ています。申請地は露地野菜の栽培を予定しており、第6号の地域との調和要件については、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

続きますして、第2号議案3番についてご説明いたします。議案書は、5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海尾戸町の農地1筆44㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で150日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、今村秀喜推進委員より報告をお願いします。

○今村推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月19日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きますして、第2号議案4番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する中小島2丁目の農地2筆、554㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は、近くに住んでおらず、今後農業をする予定がないため、譲受人は、農業経営規模の拡大のためであります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で300日と

いうことで要件を満たしております。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月17日に私と柳川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第2号議案5番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、以下宿町の農地1筆437㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が健康上の理由により耕作できないため、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したのになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で150日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、三浦信男推進委員より報告をお願いします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月18日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、第2号議案6番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、為石町の農地1筆37㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地に居住しており、耕作できないため、譲受人が樹園地として利用するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したのになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で350日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月18日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で果樹の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上で

ございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第3号議案1番についてご説明いたします。議案書は7ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する長浦町の農地2筆304㎡について、宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和45年頃から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。4筆の土地の中に居宅、倉庫及び庭がありますが、赤い部分が農地となっております。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員から報告をお願いいたします。

○久保推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月19日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和45年ごろに倉庫を、昭和52年ごろに家屋を建築し、居住のため利用しており、追認許可申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第3号議案2番についてご説明いたします。議案書は引き続き7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さん及び〇〇さんが所有する琴海大平町

の農地1筆66㎡について、宅地として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和52年頃から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。昭和52年頃の建築時に自宅通路としてコンクリート舗装されております。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、今村秀喜推進委員より報告をお願いします。

○今村推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月19日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和52年から隣接する土地の家屋への通路として使用されており追認許可申請となりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地への日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については、特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する園田町の農地4筆1,821㎡について、〇〇〇の〇〇〇が大型車両駐車場及び資材置場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地

に該当するものと判断されます。次が平面計画図でございます。現在、当該地から車で2分程度の距離にある向町に建設業用の車両を駐車していますが、更なる駐車スペース及び資材置場が必要であるため、当該地を転用するものです。雨水排水については側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。この写真の中に青で囲んだ土地がありますが、登記上、地目がため池となっており、所有者は玖島銀行ということになっております。この銀行は昭和16年に親和銀行と統合しているため、申請者の方で十八親和銀行に確認したところ、この土地に関する記録は存在しておらず、全く把握していないとの回答があり、現在所有者や管理者が不明という状況になっております。今後この土地に何らかの問題が発生した場合については、申請人が適切に対応するとの申立書が提出されております。現地調査につきましては、宮崎好徳推進委員より報告をお願いします。

○宮崎推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月16日に私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、現状のまま利用し、コンテナの設置、資材置場及び建設車両7台の駐車場として活用します。雨水排水は市道側溝へ排水し、また市道に面する車両旋回場所については舗装を行い、道路が汚損しないような措置を講ずるなど、被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書は引き続き、8ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんと〇〇〇の〇〇さんが所有する野母町及び南越町の農地2筆228㎡について、〇〇〇が資材置場、駐車場として利用する目的で一時転用の申請が出されたものです。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が利用計画図でございます。青い部分は令和6年9月の転用許可により介護施設利用者の運動施設として転用許可がなされたものの、入口が人しか通れなかったため、今回、車での乗り入れ及び運動用具収納用の倉庫を設置する計画です。雨水排水につきましては、自然流下により水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、三浦信男推進委員より報告をお願いします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月16日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は現状のまま利用し、介護施設利用者の運動用具収納用の物置を設置し、また駐車場への車両乗り入れ口及び駐車スペースとして使用します。雨水排水は水路へ放流するなど、被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案3番についてご説明いたします。議案書は引き続き、

8 ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆 2,461㎡について、〇〇〇の〇〇〇が資材置場の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されま。次が利用計画図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、中央部分が土砂置場で北側の部分が従業員車両駐車場、南側が重機の作業回転場となっております。雨水排水につきましては、自然流下により対応いたします。次が現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員が譲渡人の利害関係者にあたりますので、森山安男農業委員から現地調査結果の報告をお願いする予定でしたが、本日事情により欠席されておりますので、事務局から報告いたします。6月19日に森山農業委員と事務局とで現地確認を行いました。申請地は現状のまま利用し、土木工事等で発生した土砂を有効活用するためのストックヤード、車両回転場及び重機作業場所として使用予定です。隣接する耕作中の農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

続きまして、第4号議案4番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する黒浜町の農地1筆 1,205㎡について、〇〇〇の〇〇〇が駐車場及び廃棄物中間処理場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。事業拡大のため、現在の所有地の北側に11台分の駐車場、南側に廃棄物の中間処理場として利用する予定でございます。航空写真でみるとおり、現在の敷地は手狭であり、廃棄物の中間処理作業などの場所の確保に必要な土地であります。雨水排水につきましては、自然流下となり、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、三浦信男推進委員より報告をお願いします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月18日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、隣接する廃棄物中間処理場の事業拡大に伴う用地の確保のための転用であり、仕分け場や駐車場として利用する予定です。事業に伴う汚水は発生せず、雨水排水等の被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する木場町の農地12筆2,977.85㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地12筆2,977.85㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,977.85㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査について報告します。6月10日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第5号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する木場町の農地2筆1,116㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆1,116㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,116㎡となり、利用につきましては、柑橘類等の果樹の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査について報告します。6月10日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については果樹の栽培を行っています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、第5号議案3番についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地2筆1,555㎡について、長崎県農業振興公社が9年11か月の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆1,555㎡について、9年11か月の使用貸借により、〇〇〇の〇〇〇へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,555㎡となり、利用につきましては緑竹の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の4番の説明の後、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

続きまして、第5号議案4番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆2,000㎡について、長崎県農業振興公社が3年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆2,000㎡について、3年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇〇へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,555㎡となり、利用につきましては緑竹の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの3番と併せて山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査について報告します。6月10日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地3番、4番ともに利用権の新規設定を行うもので、利用については緑竹を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第5号議案5番についてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆の一部1,112㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆の一部1,112㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、11,674㎡となり、利用につきましては、アスパラガスの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。手前のハウス2棟になります。現地調査につきましては、次の6番の説明の後、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

続きまして、第5号議案6番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆の一部1,512㎡について、長崎県農業振興公社が10年間

の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆の一部1,512㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,512㎡となり、利用につきましては、アスパラガスの栽培を予定しています。先ほどの5番の土地とこの土地で合わせて1筆になります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。先ほどの土地と隣接する場所にあります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、5番と6番を併せて、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

〇濱口推進委員 現地調査について報告します。6月19日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、5番は利用権の新規設定、6番は再設定を行うもので、利用についてはアスパラガスの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

〇議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

〇議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員 異議なし

〇議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

〇農地係長 それでは第6号議案1番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。議案書は12ページから23ページにかけて掲載しております。それでは、議案書23ページをご覧ください。23ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は見崎町の地番〇番からで1,037筆219,052.98㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象地の見崎町は長崎魚市場の南東に位置しています。次が見崎町の全体の航空写真で、見崎町の西側が今月の対象となります。次が拡大したものになります。拡大した写真が7枚ほどございます。次が現地の写真です。4枚ほどございます。現地の立会いは、令和7年3月6日に井川義英農業委員及び宮崎義徳推進委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。また、見崎町は西

側の川原果樹園以外はすべての農地が山林化しておりますので、今回は、○番からの地番を処理しております。

続きまして、第6号議案2番非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。24ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が2件、合計筆数が3筆、合計面積で1,112㎡について、非農地通知申出が提出されております。2番は、○○○の○○さんが所有する、脇岬町の農地2筆で、面積は673㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いいたします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月18日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番の案件についてご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。3番は○○○の○○さんが所有する、川平町の農地1筆で、面積は439㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、森内悟己推進委員より報告をお願いいたします。

○森内推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月17日に私と植田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案についての説明と現地調査の報告がありました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「長崎県農業会議農業委員等表彰について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは報告事項1「長崎県農業会議農業委員等表彰について」口頭によりご説明させていただきます。令和7年6月25日水曜日に令和7年度長崎県農業会議農業委員等表彰授与式がサンプリエール長崎で開催され、長崎市農業委員会から森山安男委員が、農業委員18年以上在職に伴う表彰を受けられましたのでご報告させていただきます。森山委員におかれましては、本日は所用で欠席されていますが、これからもお体にご留意いただき、頑張っていただけだと思います。報告事項1についての説明は以上です。

○議長 続きまして、報告事項2「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が5件提出されました。続きまして、2ページから3ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動に伴う転用の届出が9件提出されました。合計14件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項3「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、6月10日に開催されました。資料は、4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月はありませんでした。報告は以上です。

引き続き、報告事項4「令和7年度全国農業委員会会長大会について」報告いたします。大会は、5月28日、29日に開催されました。資料の1ページをご覧ください。大会の議事としましては、「提案決議」として「改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案」について協議及び決議いたしました。また、「申し合わせ決議」として「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」と「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ」を決議いたしました。大会後には、大会決議を踏まえ「改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案」について長崎県選出の国会議員への要請活動を行いました。大会決議の概要につきましては、後ほど2ページ以降の資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1「全国農業新聞定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。左上に③としました、その他の事項の冊子の1ページをご覧ください。令和7年度の目標部数は、116部となっており、現在の購読部数は、先月の報告以降1件の新規申込と、2件の中止の申し出がありましたので、100部となって

おります。目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

次に、その他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料の2ページから3ページに令和7年度上半期の活動記録集計表を掲載しております。4月の総会で決定しましたとおり、今年度の活動日数は月8日を目標と設定していますので、週に1回「農地の見守り活動」及び「声かけ活動」を行っていただき、目標達成に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。その他の事項 1 及び 2 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項 3「令和7年7月、8月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

— 行事予定について 説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、他になければ、これで6月の農業委員会総会を終了させていただきますが、よろしいでしょうか。

○森内推進委員 お尋ねします。先日農業新聞を見ていたら、25年度に3条申請の法令改正があって、売買するときの手続きが変わるという記事が載っていました。詳細は載ってなかったんですけど、詳細は農業委員会にお尋ねくださいということでしたので、その内容を教えていただきたいと思います。それと、3条申請で現地調査に立ち会うことがあるんですけども、我々の立ち合いの内容で変更があれば教えてください。

○農政管理係長 大きな変更点としては、申請書の様式が変更になってまして、追加で申請者に記載していただく内容に、現状違反転用をしてないかどうかなど、そういったことの申告を新たに記載していただいて、きちんと審査をすることが大きな変更点になっております。

○森内推進委員 我々の現地調査での変更点はないということですね。

○農政管理係長 そうですね。現地調査で変更になっている点はございません。

○議長 それと、7月からですかね、農地中間管理機構、公社のほうが売買の担当するようになっているんですけども、3条の方では今までどおりで結構です。1,800万以上の金額になったら、公社を通じると取得税が無料になるような話を聞いております。それと長崎市ではやってないんですが、佐世保市とかがやっている囑託登記というのがあります。3条の登記を市役所がやってくれるんです。総会でこうして農業委員会で決定すれば、あとは市役所が登記をやってくれて、それが無料だったんですけど、公社がやるようになったら手数料がいるようになったんです。そういうことが変わってきました。3条は今までどおりやった方が無難かなと思います。あとでまた分からないことがありましたら、事務局までお尋ねください。

○農政管理係長 少し補足で説明します。先ほど会長がおっしゃられた1,800万というのは800万まで譲渡所得の控除が行われるようになりますので、1,800万じゃなくて800万までは税金がかからないと。

○議長 公社を通じたら1,800万まではかからないと聞きましたが。

○農政管理係長 確認します。今年度から利用権の設定で農地の所有権の移転ができるようになったんですけども、先ほど会長から説明があったとおり、公社の方の利用権の設定で、所有権の移転をやろうとすると、期間が長くかかるというデメリットがありますので、今まで3条申請で、斡旋事業ということで売買すれば、譲渡所得の控除も受けられることとなりますので、長崎市においても、他の市町でもそうだと思うんですけど、基本的には3条の斡旋事業で農地の売買をやっていくということになると思います。

○議長 公社が売り手から買って、それを公社が売るとなると形になるわけなんですけど、公社は予算がないので、公社はお金を借りて、農地を取得して売って、そのお金で返すという流れになるので時間がかかってしまうということなんです。

他にございませんか。ないようでしたらこれで6月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間お疲れ様でした。